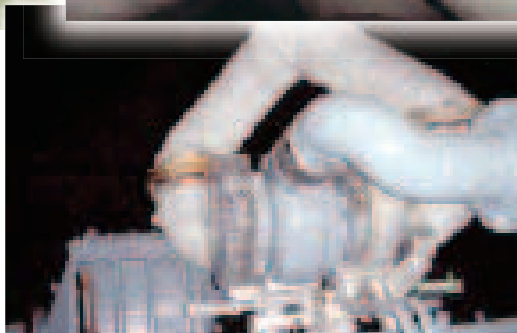


事業者のみなさまへ

# 石綿(アスベスト) 使用建築物等における 解体等工事時の規制



埼玉県マスコット「コバトン」



**建築物・工作物の  
解体・改造又は  
補修作業を行う場合には  
細心の注意を!!**



写真：「目で見えるアスベスト建材(国土交通省)」より

## Q1 設計図書等の調査で石綿含有の可能性はありますか？

- ・竣工年、建材の商品名・製造時期(設計図書等を参照)による調査を行います  
(石綿が使用されている建材の事例については下記「石綿含有建材の事例」を参照)
- ・「石綿を含有」とは
  - ①建材の製造・調製に際して、石綿を意図的に含有させたもの
  - ②建材の成分表、分析調査等の結果、石綿含有率が0.1%をこえるもの

No

石綿使用なし

Yes

## Q2 石綿を意図的に含有させていましたか？

Yes

石綿使用あり

不明

## Q3 石綿含有の分析調査を行いますか？

- ・分析調査は、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」を用いて行います
- ※吹付け材を使用している場合は、分析調査を行う必要があります

No

石綿使用あり  
とみなして  
工事実施

Yes

## Q4 分析調査による判定結果、石綿含有率は0.1%未満ですか？

No

石綿使用あり

Yes

石綿使用なし

## 石綿含有建材の事例

(目で見えるアスベスト建材(国土交通省)、建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル(環境省))

石綿障害予防規則区分	種類(主な施工部位)	主な建材の種類	
飛散性石綿含有建材	吹付け材	吹付け石綿、石綿含有吹付けパーライト 石綿含有吹付けロックウール 石綿含有吹付けパーミキュライト	
	断熱材等	断熱材(屋根・煙突)	屋根用折板石綿断熱材、煙突用石綿断熱材
		保温材(エルボ・ボイラー等) 耐火被覆材(S造の梁柱等)	石綿・けいそう土・パーライト・けい酸カルシウム等各種保温材 石綿含有けい酸カルシウム板第2種、石綿含有耐火被覆板
非飛散性石綿含有建材	内装材(壁、天井)	石綿含有スレートボード 石綿含有けい酸カルシウム板第1種、石綿含有ロックウール吸音天井板、 石綿含有せっこうボード	
		耐火間仕切り	石綿含有けい酸カルシウム板第1種
		床材	石綿含有ビニル床タイル、石綿含有ビニル床シート、石綿含有ソフト巾木
	その他石綿含有建材 (成形板等)	外装材(外壁、軒天)	石綿含有窯業系サイディング、石綿含有押出成形セメント板、 石綿含有スレートボード、石綿含有建材複合金属系サイディング、 石綿含有スレート波板、石綿含有けい酸カルシウム板第1種
		屋根材・煙突材	石綿含有住宅屋根用化粧スレート、石綿セメント円筒
		設備配管・建築壁部材	石綿セメント管、石綿発泡体

# 各法令の届出要件等 ※1

	飛散性石綿		非飛散性石綿
石綿含有状況	吹付け石綿(レベルⅠ)を含む建築物等の解体・石綿除去・封じ込め・囲い込み	石綿含有断熱材等(レベルⅡ)を含む建築物等の解体・石綿除去・封じ込め・囲い込み	非飛散性石綿(レベルⅢ)を含む解体等工事
根拠法令	届出(14日前まで) ※2	届出(事前に)	届出不要
・労働安全衛生法 ・石綿障害予防規則 ※3	1. 掲示板の設置 2. 作業場の隔離、セキュリティゾーンの設置 3. 湿潤化による飛散防止 4. 作業員の特別教育、保護具等着用 5. 石綿作業主任者の選任等	1. 掲示板の設置 2. 作業場への立入禁止措置 3. 湿潤化による飛散防止 4. 作業員の特別教育、保護具等着用 5. 石綿作業主任者の選任等 (掻き落とし等を行う場合、レベルⅠに準じて行う)	1. 掲示板の設置 2. 湿潤化による飛散防止 3. 作業員の特別教育、保護具等着用 4. 石綿作業主任者の選任等
大気汚染防止法	届出(14日前まで)	届出(14日前まで)	届出不要
	1. 掲示板の設置 2. 作業場所の隔離・負圧化と前室の設置 3. 湿潤化による飛散防止 4. HEPAフィルター付き集じん・排気装置の使用等	1. 掲示板の設置 2. 作業部分周辺の養生 3. 湿潤化による飛散防止 掻き落とし、切断、破碎による除去では以下を追加 4. 作業場所の隔離・負圧化と前室の設置 5. HEPAフィルター付き集じん・排気装置の使用等	・規定なし
建設リサイクル法	延べ床面積80m <sup>2</sup> 以上の解体工事、請負代金1億円以上の修繕・リフォーム等は届出(7日前まで) 建設リサイクル法で定める石綿の事前調査及び事前措置等		
廃棄物処理法	廃石綿等(特別管理産業廃棄物)として処理		石綿含有産業廃棄物として処理

※1 この表は一般的な分類を示したものであり、詳細は各担当部署にお問い合わせください。

※2 耐火建築物及び準耐火建築物以外は事前に届出

※3 事前調査の結果、石綿使用が無いことが明らかになった場合には、その旨の掲示が必要

(注) 建設リサイクル法: 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、廃棄物処理法: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

## 作業員の特別教育

労働安全衛生規則第36条、石綿障害予防規則第27条関係)

事業者は、石綿が使用されている建築物等の解体等の作業に従事する労働者に、以下の科目について教育を行わなくてはなりません。

- ① 石綿の有害性
- ② 石綿等の使用状況
- ③ 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置
- ④ 保護具の使用方法
- ⑤ その他石綿等のばく露の防止に関し必要な事項

## 石綿作業主任者の選任

石綿障害予防規則第19条、第20条関係

❶ 石綿含有建材が使用されている建築物等の解体等の作業の監督者には、登録講習機関(埼玉労働局労働基準部安全衛生課に照会)の行う技能講習(2日間講習)を受講させて資格を習得させ、これらの有資格者の中から、当該工事の作業主任者を選任しなければなりません。

❷ 事業者は、石綿作業主任者に次の事項を行わせなければなりません。

- ① 作業に従事する労働者が石綿粉じんにより汚染され、又はこれを吸入しないように、作業方法を決定し、労働者を指揮すること
- ② 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること
- ③ 保護具の使用状況を監視すること

# 建築物等解体時の注意事項

## ① 吹付け石綿・断熱材等

飛散性石綿含有建材

- ・ 掲示板を近隣住民からも見やすい位置に掲示する。
- ・ 吹付け石綿等の下にある天井板等内装材の撤去は作業場を隔離して行う。
- ・ 湿潤薬剤は石綿の厚さに応じて、十分な量を塗布する。
- ・ 隔離養生シートの状況を作業中に常に確認し、破損・漏れ等のないようにする。
- ・ 負圧除じん装置のフィルター交換は十分な頻度で行い、能力を常時確保する。
- ・ 廃石綿・石綿付着物は作業場内に放置せず、一時保管場所にて適切に保管する。
- ・ 除去した廃石綿・石綿付着物の処理、床掃除は毎日終業時に実施する。

### 周辺石綿濃度調査を実施・報告して下さい

測定時期：石綿除去作業前、作業中、作業後

測定地点：敷地境界、集じん・排気装置出口（作業中）、前室の入口（作業中）

報告時期：速やかに

報告先：届出書提出先行政機関（環境管理事務所、市役所）



作業中の事故等により、石綿飛散のおそれがある場合は、すぐに作業を中止し、行政機関に連絡して下さい。

測定結果が10本/リットルを超えた場合には、すぐに作業を中止し、行政機関に連絡して下さい。

## ② 石綿含有成形板（石綿スレート等）

非飛散性石綿含有建材

- ・ 重機等で破碎せず、原則手ばらしで行う。
- ・ 解体時には十分に散水等を行い、飛散を防止する。
- ・ 解体した建材を投げ落とさない。
- ・ 解体建築物を養生シート等で囲い、粉じん等の飛散を防止する。
- ・ 廃棄物はプラスチック袋等に入れ、石綿が飛散しないよう保管・運搬する。

## お問い合わせ先

### ① 石綿障害予防規則に関すること

埼玉労働局 労働基準部 安全衛生課(☎048-600-6206)又は各労働基準監督署

### ② 大気汚染防止法に関すること

県環境部大気環境課(☎048-830-3058)又は各環境管理事務所、事務移譲市

環境管理事務所	電話番号
中央環境管理事務所	048-822-5199
西部環境管理事務所	049-244-1250
東松山環境管理事務所	0493-23-4050
秩父環境管理事務所	0494-23-1511
北部環境管理事務所	048-523-2800
越谷環境管理事務所	048-966-2311
東部環境管理事務所	0480-34-4011

市及び担当名	電話番号
さいたま市 環境対策課	048-829-1330
川越市 環境対策課	049-224-5894
川口市 環境保全課	048-228-5389
所沢市 環境対策課	04-2998-9230
越谷市 環境政策課	048-963-9186
春日部市 環境政策推進課	048-736-1111(代)
上尾市 生活環境課	048-775-6940
草加市 環境課	048-922-1520
熊谷市 環境政策課	048-536-1521(代)

### ③ 建設リサイクル法に関すること

県総合技術センター  
(☎048-643-8732)  
各建築安全センター

### ④ 廃棄物処理法に関すること

産業廃棄物：県環境部産業廃棄物指導課  
(☎048-830-3135)又は  
各環境管理事務所  
一般廃棄物：県環境部資源循環推進課  
(☎048-830-3110)又は  
各環境管理事務所

### ⑤ 石綿に関する健康相談に関すること

県保健医療部疾病対策課  
(☎048-830-3598)又は各保健所